

佐賀労働局発表  
令和5年 8月18日(金)

【照会先】  
佐賀労働局労働基準部賃金室  
室長 北村 雅道  
室長補佐 山下 恵美子  
(電話) 0952-32-7179

報道関係者 各位

## 佐賀県最低賃金の47円引上げ時間額900円に 佐賀地方最低賃金審議会答申

佐賀地方最低賃金審議会(会長 富田義典)は、本日、佐賀労働局長(重河真弓)に対し、佐賀県最低賃金を47円引き上げて、時間額を900円に改正するのが適当であるとの答申を行いました。

- 審議会においては、去る7月11日に佐賀労働局から「佐賀県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、その後、7月28日に中央最低賃金審議会から示された目安答申を参酌しつつ、現下の最低賃金を取り巻く状況等を勘案し、専門部会を開催して、慎重に調査審議を重ねた結果、今日の答申を行ったものです。
- 佐賀労働局としては、この答申を踏まえ、本年度の佐賀県最低賃金の改正に係る手続きを進めることとしており、早ければ10月14日にも新たな金額が発効します。

### 【佐賀県最低賃金額の推移】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
最低賃金額	790円	792円	821円	853円	900円
対前年度上昇率	3.67%	0.25%	3.66%	3.90%	5.51%
対前年度上昇額	28円	2円	29円	32円	47円